

令和6年度 県立浦添工業高等学校

「いじめ防止基本方針」

～いじめのない居心地の良い学校づくりにおきて～



沖縄県立浦添工業高等学校

令和 6 年 9 月 19 日 施行

浦添工業高等学校「いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめは「人権侵害行為」である。

教職員が「チーム学校」としていじめ問題の解消に向け、適切に対応し、いじめ問題を抱える全ての児童生徒が救われ、安心して学校生活がおくれるよう、学校における対応の充実を願う。 R5.11月 沖縄県いじめ対応マニュアル改訂版より抜粋

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

2. いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。従って、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行う。

- (1) いじめを許さない学校の雰囲気づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- (2) すべての教育活動を通して、生徒相互のより良い人間関係づくりを推進する。
- (3) いじめは、どの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。そのため、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に努める。
- (4) いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応することを教職員全員で共有する。
- (5) いじめが発生した場合は、全教職員が一致協力して対応にあたる。
- (6) いじめの対応は、学校、家庭、地域社会との連携を図り、一体となって取り組む。

3. いじめのない学校づくり【誰もが安全安心に学習活動に専念できる環境の確保】

- (1) 基本的人権を尊重し、命の尊さや個人の尊厳を重んじる人間を育成する。
- (2) 人権教育を充実させて、自分を大切にして他者を思いやる心を育て、いじめ・暴力のない学校を作る。
- (3) 学校・保護者・地域社会と連携し、一体となっていじめの未然防止に努める。
- (4) 生徒会と連携し、いじめの未然防止に努める

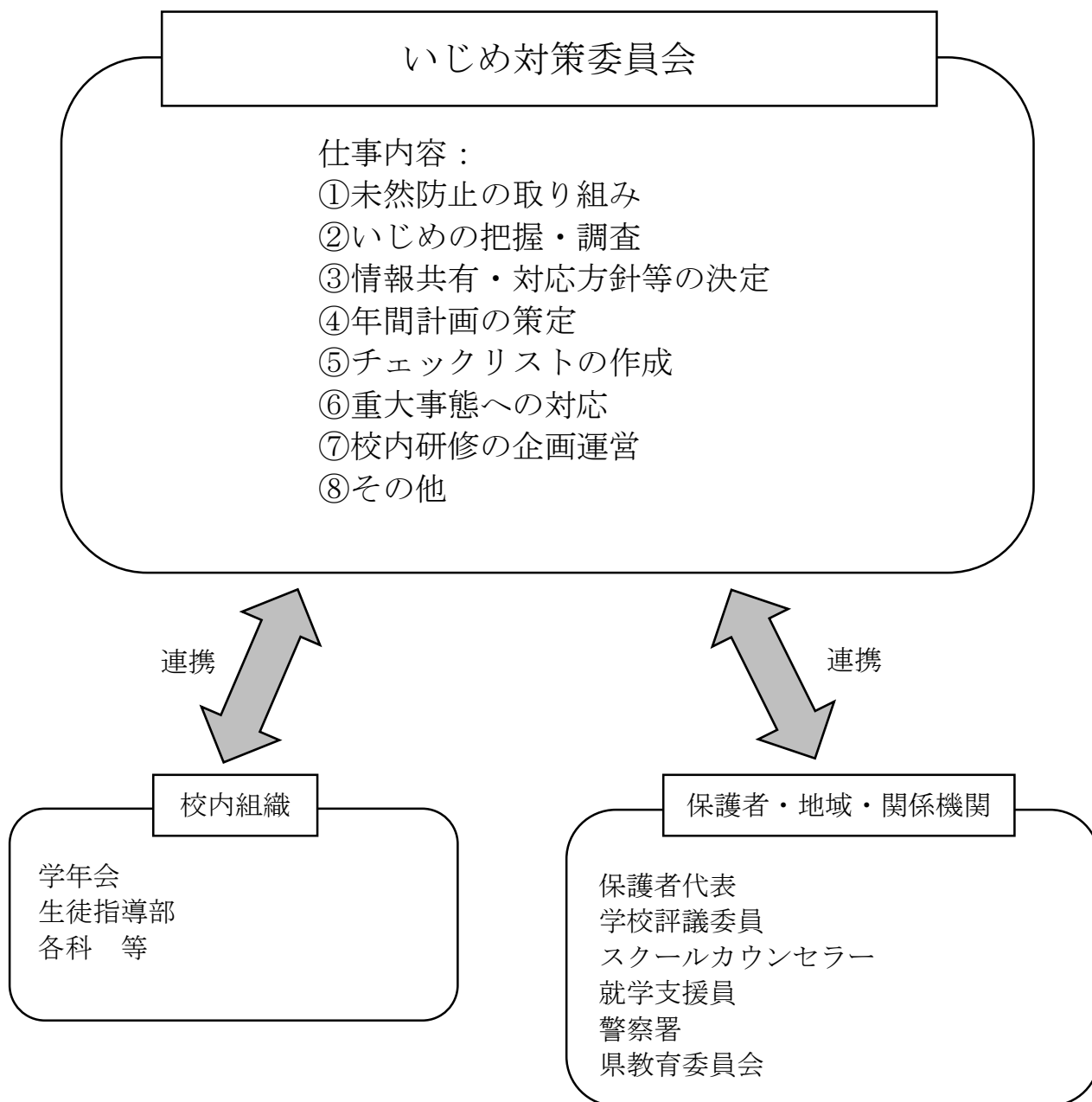
4. いじめ問題に取り組む組織体制

いじめ対策委員会

- (1) 校長、教頭、生徒指導部主任、生徒指導部いじめ対策係、当該学年主任、当該学科長、教育相談係、特別支援係、養護教諭、当該HR担任

※事案に応じて柔軟な編成

- (2) 外部関係者：保護者代表、学校評議員、スクールカウンセラー、就学支援員



5. 「いじめの防止」について

(1) HR経営の充実（HR担任）

- 居心地の良いHRを作る。
- 生徒への共感的態度により教師と生徒の信頼関係を築く。
- 基本的生活習慣を確立するための指導を行う。
- 学校やHRの決まりを守れる生徒を育成する継続的指導を行う。

(2) 授業中における生徒指導の充実（教科担任）

- 授業中の日常的な観察や教職員間での情報交換を行う。
- 「自己存在感」や「共感的人間関係」のある授業を行う。
- 授業時間の厳守と授業に対する姿勢を整えさせる。

(3) 学校行事や生徒会活動を通じた倫理観や道徳観の育成（特別活動）

- 生徒達が主体となるように、学校行事の運営方法を工夫する。
- 部活動の活性化を図ることで、集団への帰属意識、相互の違いを認める精神を育てる。
- いじめ防止に関する講話、人権講話、情報モラル講話を通し、人権についての意識を高める。

(4) 家庭や地域との連携強化

- PTA執行部会や、学校評議員会、学校保健委員会等において、いじめの実態や現状等について情報の発信や収集を行う。
- 学校だより・スクリレ等を通して、各家庭への情報発信を行う。

6. 「いじめの早期発見」について

(1) 教職員による観察や情報交換

- 日頃のHR活動や授業、部活動において生徒の様子を観察する。
- 生徒のわずかな変化を見逃さず、気づきがあれば直ちに情報交換を行う。
- 生徒からの緊急を要する情報は、関係職員と共有する。
- 年度始めに全職員へ教師用「いじめ早期発見チェックリスト」を配布し、必要に応じて活用する。（別紙資料①）

(2) 教育相談体制の整備

- いじめに関するアンケートを年に2回以上（定期6月、10月）行い、必要に応じて随時実施する。（別紙資料③－2）
- 教育相談室や保健室でのカウンセリング体制を整備する。
- Teamsやスクリレを活用し、生徒・保護者に校内外の相談体制を周知しておく。

7. 「いじめに対する措置」について

関係する生徒・保護者への対応

(1) いじめを受けている生徒に対して

- つらさや悔しさを十分に受け止め適切な心理的ケアを行う。
- 具体的な支援内容を示し、安心感を与える。

- (2) いじめを受けている生徒の保護者に対して
- いじめの事実を正確に伝える。
 - いじめを受けている生徒を絶対に守るという姿勢を示す。
 - 家庭と学校の信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。
- (3) いじめている生徒に対して
- 教職員は中立的な姿勢を示しながら、生徒に対しての事実確認をする。
 - いじめを行った背景や理由とともに不満・不安等の訴えを十分に聴く。
 - 心理的ケアを行いながら、いじめは決して許される行為ではないことを粘り強く指導する。
- (4) いじめている生徒の保護者に対して
- いじめの事実を正確に伝える。
 - 保護者の心情を理解する。
 - 生徒の立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。
- (5) いじめを傍観している生徒に対して
- 教職員は中立的な姿勢を示しながら、生徒に対しての事実確認をする。
 - いじめを傍観している背景や理由とともに、不満・不安等の訴えを十分に聴く。
 - 自分自身の問題として考えさせ、「いじめは絶対に許されない行為」であることを気づかせる。
 - 特別活動や学級活動を通して、傍観者から「仲裁者」や「相談者」になるよう人間的な成長を促す。

8. いじめの態様と対応の目安

～『いじめは犯罪』です。抱え込まず、外部関係機関と積極的な相談・連携・協同を！～

段 階	態 様	学校の対応
初期段階 ・ 軽微ないじめ	①プロレスごっこなど嫌な遊びを強要される。(暴行罪) ②軽くぶたれる。(暴行罪) ③ケンカを強要される。(傷害罪、脅迫罪) ④物を借りて返さない。(詐欺罪、横領罪) ⑤物をぶつけられる。(傷害罪) ⑥いじられ役になる。 ⑦言葉やネット上でのからかいを受ける。(侮辱罪) ⑧写真をネットに勝手に掲載される。(プライバシー侵害) 等	校内規定に準じ、指導・支援を行う
中期・前期段階 ・ 被害エスカレート ・ 手口の多様化	①仲間内で力関係が決まっているかのような状況が周囲からはっきり見える。 ②被害者が嫌がっている様子、表情が見られる。(侮辱罪) ③窃盗や万引きの見張り役など強要される。(窃盗罪) ④(軽い)ケガを負わされる。(傷害罪) ⑤「死ね」「ウザイ」などの言葉・書き込みをされる。 等	
中期・後期段階 ・ 指導が困難	①明らかに「遊び」「ふざけ」「ケンカ」の段階を超え、ケガなどを負わされる。(傷害罪、暴行罪) ②初期や中期段階で指導したにもかかわらず、いじめが潜在化し続いていた場合。 ③断れない状況に肉体的・心理的に追い込み、嫌なことを強要される。(脅迫罪) ④恥ずかしい姿の写真を撮影し、ネットに掲載される。(プライバシー侵害) ⑤性的ないたづらをされる。(強制わいせつ罪) 等	警察へ「相談・通報」
末期段階 ・ 深刻な被害 ・ 被害者に事件化の意思あり	①治療を要するケガを負わされる。(傷害罪) ②執拗な金銭の強要等がある。(恐喝罪) ③断れない状況に肉体的・心理的に追い込み、嫌なことを強要される。(脅迫罪) ④身体の危険、命の危険を感じるほどの暴行、脅迫、その他の行為を受ける。(傷害罪) 等	警察へ「通報」

9. 保護者・関係機関との連携

- (1) いじめ防止・解決に向けて、保護者、関係機関と連携する。
- (2) 保護者に対して「いじめのない学校づくり」への協働を呼びかける。
- (3) P T A総会、三者面談、学級懇談会、学校ホームページ、スクリレ等で家庭における「いじめ早期発見チェックリスト」の活用等を呼びかける。
- (4) 警察等の関係機関には日頃から関係づくりをすすめ、必要に応じて連絡・相談する。

10. 外部関係機関との連携・相談

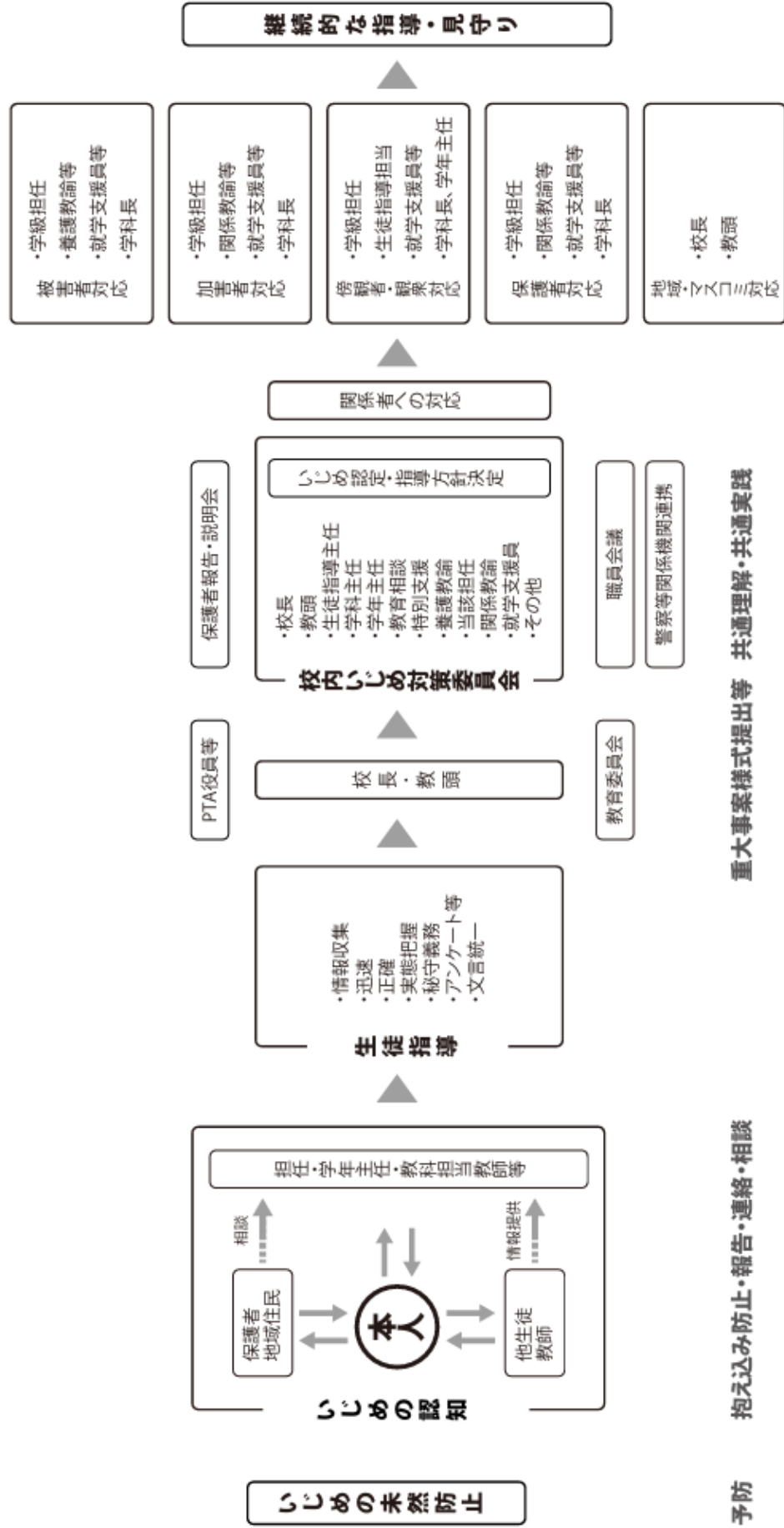
- (1) 地域の交番所や警察署と、連絡や相談がしやすい関係づくりをすすめる。
- (2) 地域における生徒の様子が聴けるよう、地域の自治会等と連携する。

11. いじめの発見から解決まで

- (1) 発見の具体的手だて
 - ①いじめに関するアンケートの実施（定期的）
 - ②教職員の気づき・教師用「いじめ早期発見チェックリスト」の活用と情報交換・共有化（朝夕 S H R・休み時間・昼休み・放課後・部活動時間等）
 - ③面談（三者面談・個人面談等）
 - ④家庭の気づき・家庭用「いじめ早期発見チェックリスト」の活用（日頃からの生徒の様子について連絡できる体制づくり）
 - ⑤相談窓口の複数化（H R 担任・学年主任・各科・保健室・部活動顧問・教育相談担当等）
 - ⑥生徒自身による取組（H R 活動・生徒会・部活動等）

(2) いじめ問題への組織的対応

いじめ問題への組織対応
沖縄県いじめ対応マニュアル改訂版参考



重大事案様式提出等 共通理解・共通実践

抱え込み防止・報告・連絡・相談

予防

(3) 事実確認と支援・指導 ※常に迅速な対応を心がける。

ア 事実確認（原因究明）

いじめの状況、いじめに至った背景等をじっくりと聴き、事実に基づく指導・支援を行えるようにする。

聴き取りは、被害生徒 → 周囲の生徒 → 加害生徒の順で行う。

（聴き取りの際の留意事項）

※いつ、どこで、誰が、何を、どのように。

- ・複数の教職員で行う。
- ・先入観に陥らないよう留意する。
- ・安心して話せるよう、その生徒が話しやすい場所等に配慮する。
- ・秘密を厳守し、必ず被害生徒を守る。
- ・聴き取りを終えたら、保護者に説明する。

イ 被害生徒（いじめられた生徒）への対応

- ・被害生徒に対して、徹底して味方になれるよう、いじめを絶対に許さないことや今後の指導について伝える。
- ・スクールカウンセラーとも連携し、心のケアに努める。
- ・いつでも相談できるように、具体的な相談方法を伝達する。
- ・教育相談室や保健室など、安心して相談できる居場所を用意する。

ウ 加害生徒（いじめた生徒）への対応

- ・いじめに至った背景を考慮しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分の行動を内省させ、被害生徒の辛さに気づかせ、二度と繰り返させないように指導する。
- ・必要であれば、関係機関とも協力し、いじめは絶対許されない行為であることを認識させる。
- ・反省期間が終了した後も、教職員との交流の中で成長を促す。

エ 生徒全体への対応

- ・被害生徒の秘密は厳守し、その上で、好ましい集団のあり方等を指導する。
- ・ホームルーム、学校の雰囲気などに常に気を配り、学校行事等を通じてより良い集団作りに努める。

オ 保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として被害生徒を徹底的に守っていくことと、対応策を具体的に伝える。
- ・経過報告をこまめに行い、協力を得る。

(4) ネット上のいじめの対応

ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、対応を協議し、関係生徒からの聴き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、警察署や※地方法務局等の外部機関と連携して対応する。

また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

※法務省の人権擁護機関である全国法務局・地方法務局では、インターネット上の掲示板等にプライバシー侵害に当たる悪質な書き込みがなされたとして被害者等から相談を受けた場合、掲示板等を管理するプロバイダ等に対して、削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法等、事案に応じた適切な助言を行っているほか、被害者自ら被害の回復予防を図ることが困難であるような場合は、表現の自由に配慮しつつ、法務局・地方法務局からプロバイダ等に対して削除要請を行っている。

1 2. 重大事態への対処

早期対応による事実確認の結果、重大事態が発生した場合は以下のように対処する。

①重大事態の発生

※自殺がおきた場合の対応については別冊の対応マニュアルを参照

(重大事態の意味について)

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - 年間30日の欠席を目安とする
- ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったとき

②県教育委員会が重大事態の調査主体を判断

本校が調査主体の場合

- ・重大事態の調査委員会を設置
組織は、校内の教職員に加え、専門的知識を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者で構成 例：いじめ対策委員会（校内委員会＋外部委員会）
- ・事実関係を明確にするための調査を実施
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報提供
- ・調査結果を県教育委員会に報告
- ・調査結果を踏まえた必要な措置

県教育委員会が調査主体の場合

- ・県教育委員会の指示のもと、資料の提出等への調査協力

・県教育委員会からの指導・助言

13. 年間計画

4月	・職員会議にて「いじめ防止対策基本方針」に関する職員研修 ・いじめ防止に関するポスター（いじめ対策委員会作成）を各 HR 教室に掲示 ・新入生保護者へ「いじめ早期発見チェックリスト」を配布と「いじめ防止基本方針」の周知・説明を行う
5月	・三者面談にて「いじめ早期発見チェックリスト」を配布（別紙資料②）
6月	・生徒会執行部といじめ対策委員会でいじめのアンケートの確認及び情報交換 ・第1回いじめに関するアンケート実施（別紙資料③-2） ・第1回いじめに関するアンケートの結果に基づいて、教育相談係・特別支援係、生徒指導部主任、生徒指導部いじめ対策係が HR 担任と連携をとって個人面談 ・第1回生徒情報交換会にて、気になる生徒の情報交換
7月	・学校評議委員会（いじめ防止基本方針の説明） ・学校保健委員会
10月	・生徒会執行部といじめ対策委員会でいじめのアンケートの確認及び情報交換 ・第2回いじめに関するアンケート実施（別紙資料③-2） ・第2回いじめに関するアンケートの結果に基づいて、教育相談係・特別支援係、生徒指導部主任、生徒指導部いじめ対策係が HR 担任と連携をとって個人面談 ・第2回生徒情報交換会にて、気になる生徒の情報交換
12月	・「教育相談だより」等を活用して、人権に関する意識を高める ・学校評議委員会 ・学校保健委員会
2月	・職員会議にて、気になる生徒の情報交換 ・学校保健委員会 ・外部有識者との「学校いじめ防止方針」見直し
3月	・学校評議委員会（いじめ防止方針の検討）
通年	・相談窓口の開設（スクールカウンセラー相談を含む） ・学校・警察連絡協議会 ・必要に応じて随時いじめに関するアンケートを行う。

14. 連携機関

- ・浦添警察署 098-875-0110
- ・那覇地方法務局 098-854-7950（代表）
- ・中央児童相談所 098-886-2900
- ・沖縄県立総合教育センター（教育相談専用ダイヤル） 098-933-7537
- ・沖縄人権擁護委員協議会 098-937-3278

15. 相談窓口

- ・24時間子供SOSダイヤル  0120-0-78310
- ・子どもの人権110番  0120-007-110

※いじめに悩んだり、心配な友達がいたら気軽に相談してみてください。

16. ひとりで悩まずに沖縄いのちの電話（ホームページ）

[困ったときには | 沖縄いのちの電話 | ひとりで悩まずご相談ください。\(okinawainochi.jp\)](http://okinawainochi.jp)

17. 沖縄県教育委員会相談ダイヤル一覧（PDF）

https://www.pref.okinawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/798/leaflet.pdf

教師用「いじめ早期発見チェックリスト」(学校における生徒観察の視点)

記入者

場面等	観察の視点(変化に気づく)	
①S H R	☐ 遅刻・欠席が増える ☐ 表情が暗くうつむきかげん	☐ 遅刻寸前の登校が増える ☐ 出席確認時の返事の声が小さい
②授業の開始時	☐ 忘れ物が多くなる ☐ 机・椅子が散乱している ☐ 一人だけ遅れて教室に入る	☐ 涙を流した気配が感じられる ☐ 周囲がざわついている ☐ 机が別の位置にある
③授 業 中	☐ 正しい返答を揶揄される ☐ 頭痛腹痛を頻繁に訴える ☐ 文字の筆圧が弱くなる ☐ 不真面目な態度が目立つ	☐ ひどいあだ名で呼ばれる ☐ グループ・班分けで孤立する ☐ ぼんやり一人でいることが多い ☐ ふざけて質問をする
④休 憩 時	☐ わけもなく階段を歩く ☐ 用もないのに職員室に来る ☐ 集中してボールを当てられる ☐ 保健室への来室が増える	☐ 一人でいることが多い ☐ 遊びの中に入れない ☐ トイレに行く回数が多い ☐ 悪ふざけをすることが多い
⑤昼 食 時	☐ 弁当にイタズラされる ☐ グループから外される	☐ 弁当を隠されたり食べられたりする ☐ 好きなメニューを他人に譲る
⑥清 掃 時	☐ 一人が残ることが多い ☐ 清掃を一人でさせられる等、嫌がる仕事を押しつけられる	☐ 目の前にゴミを捨てられる
⑦放 課 後	☐ 服装の汚れ・破損がある ☐ 急いで一人で帰宅する ☐ 部活動に参加しなくなる	☐ 擦り傷や鼻血のあとがある ☐ 用もないのに教室に残る ☐ 他の子の荷物を持っている
⑧動作・表情等	☐ おどおどした感じを与える ☐ 寂しそうな表情をする ☐ 委員や係等を辞退する ☐ 乱暴な言葉遣いをする	☐ 視線を合わせようとししない ☐ 独り言をよく言う ☐ 手イタズラが目立つ ☐ 反抗的が増える
⑨持 ち 物 服 装 容 儀 等	☐ 教科書にイタズラ書きがある ☐ 靴、体育着等が隠される ☐ 高価な物を持ってくる	☐ 掲示物を破られる ☐ 急に携帯電話を使わなくなる ☐ 目立つ服装をしってくる
⑩そ の 他	☐ トイレ等に落書きを書かれる ☐ 小動物に残酷行為をする	☐ 提出物が遅れる ☐ 校則違反、問題行動をする
該当生徒記入・ その他項目記入 欄	例) ・〇年〇組〇番 上記〇〇項目に該当する ・〇年〇組〇番 〇〇〇の点で気になる。 など	

※ ○は強要によるもの

家庭用「いじめ早期発見チェックリスト」

日頃のお子さんの様子を見て、当てはまる項目に○印を付けて下さい。「○印の数が多くて気になる」「いつまでも好ましくない状態が続いて心配である」など有りましたら、**HR担任**又は**生徒指導部いじめ対策係**に相談して下さい。

番号	項 目	チェック
1	登校をしぶるようになった。	
2	朝、起きるのが遅くなった。	
3	食欲がないといって、食事の量が減った。	
4	携帯電話を家族のいる前で使わなくなった。	
5	メール等を見たあと、不機嫌になるようになった。	
6	学校での出来事を話さなくなった。	
7	友人が変わった。	
8	友人と遊ぶことが少なくなった。	
9	お金を欲しがるようになった。	
10	物をなくしたり、壊したりすることが増えた。	
11	びくびくするようになった。	
12	自分の部屋にいる時間が増えた。	
13	小さな傷が増えた。	
14	質問されることをいやがるようになった。	
15	親が知らない人からの電話が増えたように感じる。	
16	携帯電話等の料金が高額になった。	
17	帰宅時刻が遅くなってきた。	
18	言葉遣いが荒くなった。	
19	買い与えていない物を持つようになった。	
20	金遣いが荒くなった。	

■学校の電話番号：(098) 879-5992

■学校のFAX番号：(098) 875-4764

令和〇年度「いじめ」に関するアンケート実施要項（案）

令和〇年〇月
いじめ対策委員会

1. 実施の目的

いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの未然防止と早期発見及び、いじめ実態の把握と人権意識の啓発を目的とする。

2. 実施方法

- ・年2回、無記名式の紙媒体でのアンケート調査を行う。※
- ・記入後は、担任・副担任で生徒の席を回って回収を行う。

※一部の特別な児童生徒だけではなく、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得る問題であることを正しく理解させたうえで、「いじめ」は絶対に許されない行為であること、仮にいじめが起きている場合には、いじめを受けている生徒、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保することを伝える。

3. 実施時期：6月と10月（その他必要に応じて実施）
朝学時間 or LHR にて調整可能か確認

4. 実施・回収に際して

- ① アンケート記入の際には、生徒が焦らず書けるよう、記入時間を十分確保する。
- ② 担任は必ず当日中にアンケートに目を通し、早急に対応しなければならない事例が見つかった場合、係に報告し、関係職員と連携し、個人面談を実施する。
- ③ 早急でない場合であってもアンケート結果に基づいて、教育相談、生徒指導部、養護教諭、学年主任、専科職員など連携を取り、必要に応じて個人面談を実施する。
- ⑤ アンケート用紙は係に集約、一定期間保管して生徒支援や外部機関との連携に役立てる。

5. その他

- ① 学校全体で指導する体制作り（少しでもいじめと覚悟することを見逃さない）
- ② いじめの被害(加害)生徒の継続的観察（3ヶ月程度を目安とする）
- ③ 生徒会執行部とアンケート内容の検討

「いじめ」に関するアンケート

このアンケートは、皆さん一人一人が楽しく安心して学校生活を送るために行うものです。いじめのない、安心して充実した学校生活を送るためにも、皆さんの声を正直に書いて下さい。

【いじめとは・・・】

一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じていること。
なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

【いじめの具体例】

- ①冷やかしかからかい、悪口やおどし、嫌なことを言われる。
- ②仲間はすれや集団による無視をされる。
- ③程度にかかわらず、ぶつかったり、叩かれたり、蹴られたりすること。
- ④金品をたかられたり、所有物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりすること。
- ⑤嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりすること。
- ⑥ネット上で悪口や嫌なことを言われたりすること。
- ⑦性的いたずらをされる など

1～8の質問に当てはまる回答に○をつけて下さい。

9の記述の質問には、具体的に答えて下さい。

		はい	いいえ	自分ではないが 見たことがある
1	あなたは今年の4月から今まで、いじめにあった、いじめをしている			
2	冷やかしかからかい、悪口やおどし、嫌なことを言われる。			
3	仲間はすれや集団による無視をされる。			
4	程度にかかわらず、ぶつかったり、叩かれたり、蹴られたりする。			
5	金品をたかられたり、所有物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。			
6	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。			
7	ネット上で悪口や嫌なことを言われたりする。			
8	性的いたずらをされる			

9	他の人から嫌なことを言われたり、されていることがあれば、具体的に書いて下さい。 また、クラスの雰囲気はどうですか。教えてください。
	もし、書くことがない人は下の文章を書き写して下さい。 『あなたがそこにただ居るだけで みんなの心が和らぐ そんなあなたにわたしもなりたい』
10	もし良ければ、あなたの出席番号を教えてください。
	番

★ もし相談したことがあれば、誰に相談できそうですか？ 当てはまる人に○を付けて下さい。

担任 教科担任（ ） 養護教諭 スクールカウンセラー
 学校以外の相談機関 保護者・家族 友人 地域の人
 その他（ ）